

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

| 告 示                                       | ページ | 選挙管理委員会                                     |
|---|-----|---|
| ○京都市市町村事務処理特例交付金交付要綱の一部を改正する告示 (自治振興課)    | 625 | ○京都市条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数 626   |
| ○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (中丹東保健所)        | 〃   | ○京都市議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数 〃         |
| ○京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示 (文化生活総務課) | 626 | ○京都市議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数 627 |
| ○救急病院である旨の告示 (医療課)                        | 〃   |   |

## 告 示

### 京都府告示第449号

京都市市町村事務処理特例交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都市市町村事務処理特例交付金交付要綱の一部を改正する告示

京都市市町村事務処理特例交付金交付要綱(平成11年京都府告示第747号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「18の3の項まで、20の項」を「20の3の項まで」に改める。

別表第2に次のように加える。

(農用地利用集積等促進計画の認可に関する事務)  
農用地利用集積等促進計画の認可並びにその通知及び  
公告

### 附 則

この告示は、令和5年9月5日から施行し、この告示による改正後の京都市市町村事務処理特例交付金交付要綱別表第1の規定(京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)別表の20の2及び20の3に掲げる事務に係る部分に限る。)及び別表第2の規定は、令和5年度分の交付金から適用する。

### 京都府告示第450号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和5年9月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

|  |   |
|--|---|
| 形質変更時要届出区域として指定する区域  | 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 |
| 綾部市八津合町荒木106の2の一部、107の2の一部、108の2の一部、110の2、111の3の一部、111の4、112の5、112の6、115の2、116の2の一部、139の一部、140の一部、141の一部（次の図に示す部分に限る。） | 水銀及びその化合物   |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹東保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第451号

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱（平成19年京都府告示第366号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表に掲げる事業区分ごとに年1回」を「各年度に1回（別表の5の事業に係る回数は、算入しない。）」に改め、ただし書を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定による制限は、別表の5の事業に係る交付金の交付を受ける場合には、適用しない。

第8条の次に次の1条を加える。

（被災地支援事業の特例）

第8条の2 別表の5の事業については、知事が特に必要があると認めるときは、第4条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に定める手続によらないで、交付金を交付することができる。この場合における交付金の交付の手続は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月5日から施行し、この告示による改正後の京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱第8条の2の規定は、同年8月14日以後に発生した自然災害等について適用する。



京都府告示第452号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年9月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 名 称        | 所 在 地             | 認 定<br>年 月 日 | 認定期限      |
|------------|-------------------|--------------|-----------|
| 社会医療法人太秦病院 | 京都市右京区太秦安井西沢町4の13 | 令5. 8. 1     | 令8. 7. 31 |

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第58号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月5日

京都府選挙管理委員会

委員長 坪 内 正 一

41,665人



京都府選挙管理委員会告示第59号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年9月5日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪 内 正 一

360,405人



京都府選挙管理委員会告示第60号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月5日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪 内 正 一

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 北         | 区 | 30,193人 |
| 上 京       | 区 | 21,032人 |
| 左 京       | 区 | 41,208人 |
| 中 京       | 区 | 29,472人 |
| 東 山       | 区 | 9,520人  |
| 山 科       | 区 | 36,178人 |
| 下 京       | 区 | 21,625人 |
| 南         | 区 | 27,308人 |
| 右 京       | 区 | 53,666人 |
| 西 京       | 区 | 40,190人 |
| 伏 見       | 区 | 74,411人 |
| 福 知 山     | 市 | 20,908人 |
| 舞 鶴       | 市 | 21,762人 |
| 綾 部       | 市 | 8,983人  |
| 宇治市及び久世郡  |   | 54,972人 |
| 宮津市及び与謝郡  |   | 11,164人 |
| 亀 岡       | 市 | 24,328人 |
| 城 陽       | 市 | 21,126人 |
| 向 日       | 市 | 15,645人 |
| 長岡京市及び乙訓郡 |   | 27,144人 |
| 八 幡       | 市 | 19,263人 |
| 京田辺市及び綴喜郡 |   | 23,655人 |
| 京 丹 後     | 市 | 14,700人 |
| 南丹市及び船井郡  |   | 12,423人 |
| 木津川市及び相楽郡 |   | 33,544人 |